

1 通則

1 目的

石川県防犯まちづくり条例（平成17年石川県条例第23号）第13条第2項の規定により、住宅について、犯罪の防止に配慮した構造及び設備等に関する指針（以下「防犯上の指針」という。）を示し、もって犯罪の防止に配慮した住宅の普及を目的とする。

2 基本的な考え方

- ① 防犯上の指針は、住宅（注1）を建築（「新築、改築又は増築」をいう。）しようとする者及び住宅を所有し、又は管理する者（以下「建築主等」という。）に対して、住宅の防犯性の向上に係る企画、設計及び施設整備上配慮すべき事項、具体的方策等を示すものである。

（注1）「住宅」とは、一戸建て住宅（長屋住宅※を含む。）及び共同住宅をいう。

※「長屋住宅」とは、2戸以上の住宅が連続して一棟をなし、壁を共有するが、各住戸が階段、廊下等を共用しないものをいう。

- ② 防犯上の指針は、石川県防犯まちづくり推進協議会（注1）に参加する団体をはじめ自治会等の活動や草の根防犯座談会、防犯キャンペーン等様々な機会を通じて県民に普及・浸透を図るものとする。

（注2）「石川県防犯まちづくり推進協議会」とは、石川県防犯まちづくり条例第7条の規定により、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を図るために、県、市町、県民、自治会等及び事業者が協働して防犯まちづくり運動を展開するため組織された団体をいう。

- ③ 防犯上の指針の普及・浸透を通じて住宅の構造、設備等の防犯対策のレベル向上と防犯意識の高揚を図るものとする。

3 運用上の留意点

- ① 防犯上の指針は、建築主等に対し、防犯性の向上に係る留意事項を具体化するに当たって参考となる手法等を示すものであり、その自発的な対策を促すためのものとする。
なお、対象とする住宅の諸条件によっては、防犯上の指針に示す内容と異なる手法がとられ、又は防犯上の指針が示す項目以外の防犯上の配慮を必要とする場合がある。
- ② 防犯上の指針は、建築関係法令、建築主等が定める建築計画上の制約、管理上の規約等に配慮し、実情に応じて運用する。
- ③ 防犯上の指針は、社会状況の変化や防犯技術の進展等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

2 犯罪の防止に配慮した構造、設備等

防犯上の指針に示す建物部品は、住宅の防犯性向上のため、「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」（注3）が公表した「防犯性能の高い建物部品目録」（注4）に記載された建物部品の使用に努めるものとする。

（注3）「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」とは、平成14年11月に警察庁、国土交通省、経済産業省と建物部品関連の民間団体で設置された会議をいう。

（注4）「防犯性能の高い建物部品目録」とは、上記会議が公表しているもので、ドア、ガラス、錠、サッシ、雨戸、面格子などのうち防犯性能の高い製品を2,521品（H17.4.7時点）掲載した目録をいう。

1 一戸建て住宅

犯罪の防止に配慮した一戸建て住宅を普及させるため、次のような構造、設備等に配慮するよう努めるものとする。

① 敷地内の配置及び動線

（ア）配置

- ① プライバシーの確保に配慮しつつ、できるだけ周囲からの見通しが確保できるようにすること。
- ② 塀や門扉等を設置することにより、犯罪を企てる者（以下「犯罪企図者」という。）に対し、物理的・心理的に侵入しにくいものとすること。
- ③ 塀、門扉、植栽等は周囲からの見通しを確保するよう心がけるものとすること。

家の中及び周囲からの監視が行き届きやすいようにするとともに、境界線に工作物を設置することで犯罪企図者が敷地内に入りにくい雰囲気を作ることとなる。

まち全体の防犯対策も大切ですが、あなた自身の家は大丈夫でしょうか。自分の身や家族、財産を守るために、まずは自分の周りをできるところから見直していきましょう。

